

元女性国税専門官からのひとこと～未上場株式の売買～

同族間で保有している未上場会社の株式を売買するとき、その価格が問題となりますよね。本日はその価格について税務上のポイントをまとめてみました。

所得税法上の売買時価の計算方法

所得税法上、非上場株式の売買時価に関しては個人から法人に売却したケースは定められていますが（所基通 59-6）、それ以外のケースは明確な規定はないため、所得税法 36 条と所基通 23～35 共-9[株式等を取得する権利の価額]を参考にします。基本的に法基通 9-1-13 と同様の内容になっています。

非上場株式については、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」である客観的な時価が存在しないため、何らかの方法により売買時価（株価）を算定する必要があります。

株価を計算する方法は様々なアプローチがありますが、非上場株式については、純粋な第三者間の売買で経済合理性のある取引価格が形成されるケースは少なく、同族関係者などの特定の者の間で特別の事情で取引されるケースが多く、売買価格も当事者間で恣意的に決めることができるという側面があります。このため、税法では取引パターンに応じて、財産評価基本通達をベースに適正時価の計算方法を定め課税する方法を採用しています。

なお、**税務上も M&A などの純然たる第三者間売買で経済合理性のある取引価格については、その取引価格を適正時価として採用します。**M & A の場合は資産価値を適正に評価するための調査（デューデリジェンス）を行い、企業の収益性やリスクなどを評価し、DCF 法、時価純資産法等の評価方法を活用して株価を算定します（中小企業では時価純資産＋年買法が多い）。このような第三者間で合意した経済的合理性のある取引価額は恣意性が介入せず、税務上も容認されることになります。

ただし、この純然たる第三者とは「資本関係、取引支配関係、人的支配関係のいずれも該当しない場合」をいうので、株主、提携先、メインバンク、社員等が当事務者の場合は基本的には該当しません。非上場株式の売買においては、利害関係のない他人と売買するケースは非常に稀であるので、純然たる第三者に該当するケースは限られると考えられます。

同族関係者などの特定の者の間で特別の事情で取引されるケースでは、税法ルールで税務上の株価は計算されますが、その金額で売買しなければいけないということではありません。実際の売買価格と税法基準の株価との差額があり、その売買価格に合理性がない場合に、その差額部分について所得税、法人税、贈与税が課税されることがあるというだけです。ただし、実務上は追加の税金がかかると結果的にコスト増となるため、税法基準の株価を意識して売買価格が決められています。

実務では、当事務者間の売買希望価格と税法基準の株価を比較して、課税ペナルティが出ない範囲で売買価格を決めるという方法も実務で多く採用されています。また、税法基準を形式的に当てはめて、租税回避を意図した価格には、その価額が実態を反映していないとして否認されるリスクが生じます。売主と買主のそれぞれの立場の税務上の株価（原則評価または特例評価）が異なるケースでは、立場によって税務上の株価が異なるため、必然的に課税リスクを検討することになります。このように税法ルールに依拠すれば単純明快に株価が導かれるというわけではないため、最終的には、売買に至った背景、売主・買主の力関係、価格決定権の状況を鑑み、取引の実態に即して合理的と考えられる時価を採用するという考えに帰結します。

非支配個人から支配個人への譲渡

譲渡に関しては個人については所得税（贈与税）が、法人については法人税が課税されますが、個人は常に経済合理性に従って行動するわけではないので、個人間の適正時価に関しては、具体的な規定が置かれていません。

支配株主である個人については、贈与税評価額は原則的評価方式になり、評価額が低くなる特例的评价方式である配当還元方式は使えません。よって買主に贈与税が課税されないようにするには、売買価格は原則的評価方式を参考にして決める必要があります。

ただし、買主のキャッシュフローで考えれば、原則的評価方式の評価額で買うよりも、「低い取得価額と支払う贈与税の合計額」が低くなる取引価額を設定することも考えられます。

	売主（非支配個人）	買主（支配個人）
売買時価の根拠法令	所得税法上の明文規定はない。	所得税法上の明文規定はない。
時価（贈与税評価額）	特例的評価方式	原則的評価方式
高額譲渡の高額部分	取引価格－贈与税評価額に対して贈与税がかかる	特になし
低額譲渡の低額部分	特になし	贈与税評価額－取引価額に対して贈与税がかかる